

議案第 1 1 号

市川市職員の再任用に関する条例等の一部改正について

市川市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例

(市川市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の再任用に関する条例(平成 1 3 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)附則第 1 8 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法(昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号)附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 市川市職員退職手当支給条例(昭和 2 7 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法(昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号)第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法(昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号)第 4 7 条第 2 項」に改める。

(市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例（昭和４２年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第４条第１項中「なつた」を「なつた」に改め、同項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下「一元化法」という。）附則第３７条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第２条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。以下「改正前の国家公務員共済組合法」という。）若しくは一元化法附則第６１条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化法第３条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号。以下「改正前の地方公務員等共済組合法」という。）」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法」を「改正前の国家公務員共済組合法若しくは改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

附 則

この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

理 由

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係条例中の引用条文の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。